

## 川内村における避難指示区域の解除等について

平成26年9月12日  
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、川内村において設定された避難指示区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日 原子力災害対策本部決定）に基づき、以下のとおり解除及び見直しを行うことを決定する。

(1) 避難指示解除準備区域を解除する。

(2) 居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直す。

※ 上記の解除及び見直し後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。

※ 原子力災害対策本部決定（平成23年12月26日）については、参考2参照。

2. 上記1.の解除及び見直しは、平成26年10月1日午前0時に行う。
3. 本決定を踏まえ、川内村長に対し、別添のとおり指示を行う。

以上